

### 8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成24年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に對する 販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ 1,558	kℓ X	kℓ 196	kℓ 1,186
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	164	241	53	241
連続式蒸留しょうちゅう	X	X	X	X	X	621	X	71	380
単式蒸留しょうちゅう	6	11,201	9,090	923	731	23,466	14,963	2,518	15,694
み り ん	-	-	-	-	-	657	593	95	593
ビ ー ル	-	18,544	4,239	95	77	42,870	20,218	2,953	20,295
果 実 酒	-	-	11	6	39	4,466	2,695	535	2,734
甘 味 果 実 酒	-	-	12	3	29	59	127	17	156
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	887	X	120	456
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	-	38	41	11	41
発 泡 酒	-	8,541	1,407	18	16	45,415	19,996	3,715	20,012
原料用アルコール・スピリッツ	-	12	30	6	5	7,297	2,564	676	2,569
リ キ ュ ー ル	-	17,185	877	38	45	89,520	33,220	6,736	33,265
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	12,675	X	392	9,101
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	6	55,483	15,679	1,091	946	229,697	105,780	18,089	106,726

調査期間等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 20 年 度	766	107	12,823	18,610	50,362	82,668
平 成 21 年 度	1,016	283	19,044	25,750	69,447	115,539
平 成 22 年 度	1,290	266	20,388	26,374	86,452	134,768
平 成 23 年 度	1,159	229	15,145	21,958	68,879	107,368
平 成 24 年 度	1,186	241	16,074	20,295	68,927	106,726

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

(注) 2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

## (3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゆう	単式蒸留 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
那覇	377	29	142	4,408	140	5,672	809	44	158	21	5,409	784	10,283	3,135	31,413	那覇
宮古島	38	4	11	1,612	26	661	68	4	14	1	909	186	1,124	347	5,005	宮古島
石垣	46	9	24	918	33	1,305	117	4	16	1	846	46	1,449	556	5,369	石垣
北那覇	260	168	97	2,940	249	4,886	822	26	114	8	3,882	554	6,202	1,963	22,173	北那覇
名護	95	8	25	1,746	40	2,024	199	39	35	3	2,613	200	3,223	671	10,921	名護
沖縄	370	23	81	4,070	105	5,747	719	39	119	7	6,353	799	10,984	2,429	31,845	沖縄
総計	1186	241	380	15,694	593	20,295	2,734	156	456	41	20,012	2,569	33,265	9,101	106,726	総計

- (注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。  
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒 類 の 種 類	前年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 取 消場数	免 許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数			
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計(A)	場			者	者		
清 酒	5	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	4	-	内	3	4	
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	
連続式蒸留しょうちゅう	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	2	内	-	2
単式蒸留しょうちゅう	53	2	-	3	6	-	18	6	5	3	8	1	3	-	-	-	2	52	6	52	内	5	51	
み り ん	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内	2	2	
ビ ー ル	7	1	-	-	4	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	4	3	内	3	7	
果 実 酒	9	2	-	2	6	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	9	5	1	内	4	8
甘 味 果 実 酒	8	-	-	-	5	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	4	1	内	3	8
ウ イ ス キ ー	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	内	-	3	
ブ ラ ン デ ー	2	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内	2	2
原料用アルコール	26	-	-	-	7	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	16	26	1	-	内	1	26
発 泡 酒	9	1	-	-	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	10	4	1	内	3	9
そ の 他 の 醸 造 酒	5	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	4	-	内	3	5
ス ピ リ ッ ツ	51	2	-	2	8	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	51	6	2	内	5	50
リ キ ュ ー ル	28	4	-	3	12	3	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	29	5	-	内	4	28
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-
雑 酒	11	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	11	2	-	内	2	11
合 計	221	13	-	11	67	5	32	10	5	4	8	1	3	1	2	85	223	49	62	内	40	216		
各酒類を 通じた もの	平 成 22 年 度				11	1	19	8	7	4	9	1	2	-	1	1	64	8		内	5	61		
	平 成 23 年 度				11	6	14	9	5	4	8	2	2	-	1	1	63	8		内	5	61		
	平 成 24 年 度				9	1	22	7	5	3	8	1	3	-	1	2	62	7		内	5	61		

調査対象等：平成25年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成24年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰	共同の びん詰 場			設 置 許 可 を 受 け た もの	設 置 許 可 を 受 け ない もの		
清酒	-	-	-	1	-	-	1	-
合成清酒	-	-	-	1	-	-	1	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	1	-	-	1	-
単式蒸留しょうちゅう	4	2	-	1	12	-	19	18
みりん	-	-	-	1	-	-	1	-
ビール	-	-	-	2	-	-	2	1
果実酒	-	-	-	2	-	-	2	-
甘味果実酒	-	-	-	2	-	-	2	1
ウイスキー	-	-	-	2	1	-	3	-
ブランデー	-	-	-	2	-	-	2	-
原料用アルコール	2	-	-	1	6	-	9	-
発泡酒	-	-	-	1	-	-	1	-
その他の醸造酒	-	-	-	1	-	-	1	-
スピリッツ	4	1	-	1	9	-	15	-
リキュール	1	1	-	2	8	-	12	-
粉末酒	-	-	-	1	-	-	1	-
雑酒	-	-	-	1	-	-	1	-
合計	11	4	-	23	36	-	74	20
うち実蔵置場数	4	2	-	2	12	-	20	-

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成25年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
-	-

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	1	-
もろみ	8	-

## (3) 販売業免許場数

区分		本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数										
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計												
販卸 売売 方に 法限 に る 条 旨 件 の が 条 付 件 さ が れ 付 て さ い な れ な い て も い る の も の 及 び の	全	酒	類	5	1,068	1,073	103	662								
		ビ	ー	ル	-	-	-	-	-							
		洋		酒	4	6	10	1	3							
		輸	出	入	酒	類	5	4	9	1	5					
		店	頭	販	売	酒	類	-	-	-	-					
		協	同	組	合	員	間	酒	類	-	-					
		自	己	商	標	酒	類	-	-	-	-					
		自 製 酒 類	清	酒	・	み	り	ん	-	1	1	-	-			
			合	成	清	酒	・	し	ょう	ち	ゅう	3	14	17	-	20
			ビ	ー	ル	1	1	2	-	-	-	-	-			
			洋		酒	2	3	5	-	-	-	-	3			
			計	6	19	25	-	-	-	23						
		期	限	付	-	-	-	-	-	-						
		そ	の	他	の	酒	類	-	3	3	-	2				
		合	計	20	1,100	1,120	105	695								
	合 計 の ち	小	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	-	-		
		卸	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	1	-	1	
		製	造	者	の	共	同	販	売	機	関	-	-	-		
販 の 条 件 方 法 が 付 に さ れ 小 売 て に い 限 る も の 旨 の	全 酒 類	一	般	の	も	の	/	/	1,924	51	1,556					
		期	限	付	/	/	-	-	-							
		特	殊	の	も	の	/	/	2	-	-					
		計	1,926	51	1,556											
	そ の 他 の 酒 類	一	般	の	も	の	/	/	107	6	75					
		期	限	付	/	/	-	-	1							
		特	殊	の	も	の	/	/	-	-	-					
		通	信	販	売	だ	け	の	も	の	25	-	17			
		計	132	6	93											
	合	計	2,058	57	1,649											
媒	介	業	/	/	3	-	2									
代	理	業	/	/	-	-	-									

調査時点：平成25年3月31日

用語の説明：

- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
- 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。  
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
- 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
- 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製造																								販売業免許場数				税務署名												
	清酒		合成清酒		連続式蒸留 しょうちゆう		単式蒸留 しょうちゆう		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用 アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ			リキュール		粉末酒		雑酒		合計		酒類卸売業		酒類小売業	
	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数		免許 場数	製造 場数										
那覇							7	7			1	1	1	1	1	1					5		1	1			6		5				1		28	9	245	162	657	429	那覇
宮古島							7	7																1	1			6		1				15	8	75	72	106	68	宮古島	
石垣							10	10			1	1	1	1	1	1					5		1				9		3			3		34	11	95	62	169	138	石垣	
北那覇	2						9	9	1		1	1	1	2	2			1		1		6	1		2	10	1	6			1		43	10	186	110	353	321	北那覇		
名護	1						12	12			3	1	2	1	2	1		1			5		3		1	12	1	8			3		53	15	249	154	295	287	名護		
沖縄	2				2	2	7	7	1		2		4		2		2		1		5		3		2		8		6			3		50	9	270	135	478	406	沖縄	
総計	5	0	0	0	2	2	52	52	2	0	8	3	9	1	8	1	3	0	2	0	26	0	10	1	5	0	51	2	29	0	0	0	11	0	223	62	1,120	695	2,058	1,649	総計

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。